慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	サンピエール・ミクロン海域画定に関する仲裁判決について
Sub Title	A note on the St. Pierre-Miquelon arbitral award
Author	青木, 隆(Aoki, Takashi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1994
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.67, No.2 (1994. 2) ,p.34- 71
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19940228-0034

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

法学研究67巻2号（'94：2）

サンピエール・ミクロン海域画定に関する仲裁判決について

青木　隆

序
一　検討の焦点と背景
(1)　海域の拡大と画定の規則の必要
(2)　海の境界画定での裁判所の役割
(3)　本判決の関心を呼ぶ点
(a)島の海域とその画定
(b)大陸棚条約第六条の適用
(c)海底及び上部水域を一括した画定
二　判決の概要
(1)　判決文の構成と裁判所のアプローチ
(2)　関連海岸の範囲と海岸の関係の認定
(3)　適用法
(4)　否定された両国の主張と裁判所による解決の導入
(5)　漁業と鉱物資源の考慮と結果の検証
三　判決の批判的考察
(1)　適用法と海岸の関係
(2)　島の海域に対する資格
(3)　海岸の投影の観念
(4)　海域の範囲の限界
結

序

サンピエール・ミクロン沖合の両国の海域を画定するためにフランスとカナダが設置した仲裁裁判所は、一九九二年六月一〇日、判決を下した。[1]

サンピエール・ミクロンは、総面積二三七平方キロメートル[2]のフランス海外領土の島嶼で、カナダ大西洋岸のニューファンドランド島南岸の沖合一二海里に位置し、約六千五百人の人口を有する。[3]二つある主要な島の一つであるサンピエール島は、砂州で結ばれた南北方向に位置する二つの部分(北がグランドミクロン、南がランラードと呼ばれる。)から成り、総面積は約二一〇平方キロメートルである。もう一つの主要な島であるミクロン島は、ランラードの南東三海里に位置し、面積は二七平方キロメートルある。[4]一方、ニューファンドランドは、面積一一万七〇〇平方キロメートルと世界的に見ても大きな島で、[5]カナダの同名の州に属している。

本件仲裁裁判所は、一九八九年三月三〇日にトロント及びパリで作成された両国間の協定[6]により設置され、その第二条により次の任務が付託された。

1　裁判所は、この問題に適用のある国際法の原則及び規則に従って裁判を行い、フランスとカナダとに属する海洋域(maritime areas)の両国間の画定を行うことを求められる。当該画定は、一九七二年三月二七日協定第八条に定められ同協定附属書に描かれた画定の第一点及び第九点から実施される。裁判所は、当事国が国際法に従ってこれらの海洋域において行使することのできるすべての権利及び管轄権を規律する単一の画定を確立しなければならない。

2　裁判所は、この画定のコースを技術的に正確な方法で表現しなければならない。この目的のため、画定の要素の幾何学的性質がすべて表示され、かつ、掲げられるすべての地点の位置が北米測地系一九二七(NAD二七)におけるその地理座標を特定して示されなければならない。

裁判所は、図解のみを目的として適当な海図上に画定のコースを表示しなければならない。

第三項は、裁判所が前項に定める任務遂行を補助するための専門家を当事者との協議の後に指名する権限を与えている。

本条1で付託事項を明文化するために引用された一九七二年の両国間の協定[7]は、一九七〇年のカナダ[8]と翌年のフランスの領海拡大[9]を踏まえて、両国間の漁業に関する関係を規律するために締結された協定で、フランス本土船籍漁船の一九八六年までの漁業継続（第三条）、サンピエール・ミクロン籍漁船とカナダ籍漁船の相互入漁（第四条）等を定めるが、その第八条は概ね中間線を用いてカナダの領海とフランスの漁業管轄水域の間の境界を画定した[10]。この度の仲裁裁判には、この境界線の両端を起点として、主に大西洋における両国の海域の間の画定が委ねられた。この任務は、詳細な表現の差を無視して、水域と海底とを一括して処理する点に注目すれば、メイン湾事件における国際司法裁判所裁判部のものと同一である。

大陸棚に関しては、一九六〇年代中期から両国による探査許可の発給を受けて境界画定交渉が行われ、一九七二年五月に交渉担当者間で「結論要旨」という文書が作成され[11]たが、実際の開発活動は行われていない。

一方、この海域における両国間の漁業関係は、一八世紀にまで遡る歴史的背景を有している。近年では、両国の漁業関係は、一九七二年協定に基づいて規律されてきた。一九七七年に、カナダが漁業水域を二〇〇海里に拡大し[12]、フランスが排他的経済水域を設定して[13]、両国間に二〇〇海里の権利主張の重複の問題を生じた。一九八六年七月には、サンピエール・ミクロン船籍の洋上加工・冷凍設備を有する漁船「ラブルターニュ号」の操業に連する一九七二年協定の解釈及び適用についての両国間の紛争に仲裁裁判所が判決[14]を下している。このように、この海域ではカナダ及びフランス両当事国の主要な関心は漁業にあり、両国は、本件仲裁協定と同時に、係争海域における一九八九年から一九九一年までのフランス漁船に対する漁獲割当とその一九九二年における延長等を定める口上書の交換[15]を行った。この点にも、メイン湾事件との共通性を見出すことができる[16]。

裁判所を構成する五名の裁判官は、協定第一条において予め指名された。フランス選任の裁判官がプロスペル＝ヴェール、カナダ選任の裁判官がアラン＝E＝ゴットリーブで、このほかに第三国籍のガエタノ＝アランジョ・ルイス、オスカー＝シャクター及び裁判所長を務めたエドゥアルド＝ヒメネス・デ・アレチャガの五氏[17]から構成された。これは、この種の裁判所として、ひとつの典型的な構成であるということができる。[18]

判決は三対二の多数で決定され、反対票を投じたのは、各当事国の選任したゴットリーブ及びヴェールの二名の裁判官であった。判決主文は、裁判所が引いた境界線を宣言する形式をとり、境界線を構成する二〇本の円弧及び測地線の各端点の地理座標の緯度及び経度によって特定する内容となっている。この境界線によってサンピエール・ミクロンに属する海洋域は、ミクロン島北西部では同島沖二四海里地点に至る中間線まで、西側では二四海里線まで、南方向ではサンピエール・ミクロン島の幅で領海基線から二〇〇海里まで、サンピエール島南東部では沖合一二海までの範囲[19]の「奇妙な形のマシュルーム」[20]状になる。この画定は、一見したところでは、いわゆる回廊(corridor)を設ける形式に属する。このタイプの境界は、フランスがモナコと締結した協定[21]に定められた境界線に見られる。カリブ海におけるオランダとベネズエラの協定[22]やセネガルとガンビアの協定[23]にも同様の考え方が採られていると見ることもできる。

本稿は、この判決の概要を紹介し、それが含んでいると考えられるいくつかの論点について考察を加えることを目的としている。

(1) Court of Arbitration for the Delimitation of Maritime Areas between Canada and France: Decision in Case concerning the Delimitation of Maritime Areas (St. Pierre and Miquelon), 本稿では、31 *International Legal Materials* 1145 (1992) をテキストとして用いる。(なお、脱稿後 Geoffrey Marston による本判決の評釈 ("St Pierre-Miquelon arbitration", 17 *Marine Policy* 155 (1993)) に接した。)

(2) 判決、*supra* note (1), p. 1160, para. 22.

(3) McDorman, T. L., "The Canada-France Maritime Boundary Case: Drawing a Line around St. Pierre and Miquelon",

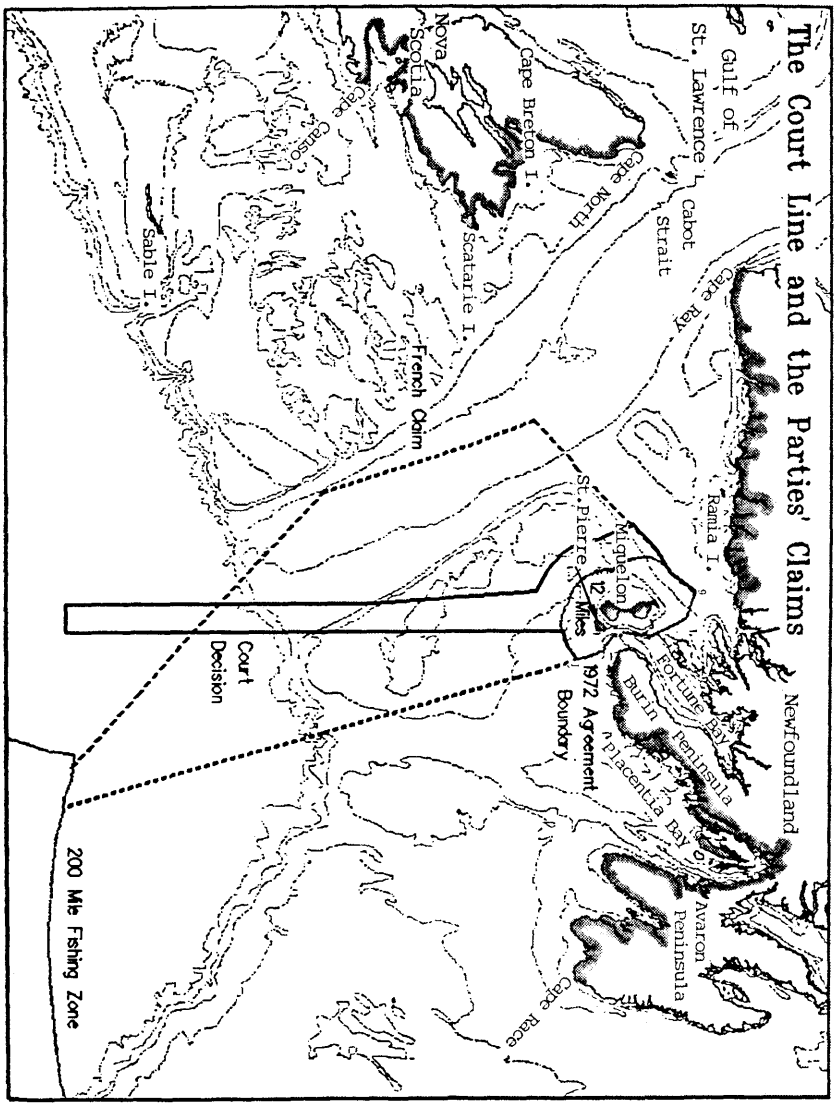
The Court Line and the Parties' Claims
Newfoundland
Gulf of St. Lawrence
Cape Ray
Ramea I.
Cabot Strait
Cape North
Fortune Bay
Burin Peninsula
Avalon Peninsula
Placentia Bay
Cape Breton I.
Scatarie I.
Nova Scotia
Cape Canso
French Claim
St. Pierre
Miquelon
12 Miles
1972 Agreement Boundary
Cape Race
Court Decision
Sable I.
200 Mile Fishing Zone

84 *American Journal of International Law* 157 (1990), at pp. 157, 170.

(4) 判決、*supra* note (1), p. 1160, para. 22.

(5) 東京天文台編纂『理科年表一九八六年』(一九八五) 六一二頁、同所では世界で一四番目にランクされている。

(6) この協定は、正式には「フランスとカナダの間の海域の画定を実施するための仲裁裁判所を設置する協定」といい、全文が判決中に再録されている。*supra* note (1), pp. 1151-1155, para. 1. 本稿では、単に仲裁協定という。

(7) Agreement between Canada and France on their Mutual Fishing Relations, done at Ottawa on 27 March 1972, United Nations Legislative Series, *National Legislation and Treaties relating to the Law of the Sea*, ST/LEG/SER. B/16 (1974), pp. 570-572.

(8) 一九七〇年の「領海及び漁業水域法改正法」による。United Nations Legislative Series, *National Legislation and Treaties relating to the Law of the Sea*, ST/LEG/SER. B/16 (1974), p. 3 *et seq.*

(9) 「一九七一年の領水の画定に関する法」United Nations Legislative Series, *National Legislation and Treaties relating to the Law of the Sea*, ST/LEG/SER. B/18, (1976), p. 17.

(10) 米国務省の専門家によれば、境界線の屈曲点のうち五点は両国領土から等距離になく、二点はカナダ側の低潮線上に置かれているという。U.S. Department of State, Office of Geographer, *Limits in the Seas; No. 57: Territorial Sea Boundary; Canada-St. Pierre and Miquelon*, 1974.

(11) 英仏大陸棚仲裁事件判決において、この文書に言及された(一九七七年判決、*infra* note (45), ②, paras. 177, 200)。この文書における画定案につき、Jayewardene, H. W., *The Regime of Island in International Law* (1990), pp. 470-471. 参照。

(12) 「カナダ漁業水域改正令」による。Churchill, R. *et al.* (eds.). 5 *New Directions in the Law of the Sea* (1977), p. 55.

(13) 「共和国海岸沖経済水域に関する法第七六―六五五号」5 *New Directions in the Law of the Sea* (1977) p. 303. 及びこれをサンピエール・ミクロンに実施するデクレ第七七―一六九号。

(14) Tribunal arbitral institue par le compromis du 23 Octobre 1985 entre le Canada et la France, Différend concernant le filletage a l'interieur du Golfe du Saint Laurent, 90 *Revue général de droit international* 714-786 (1986), and its English version 82 *International Law Reports* (1990) 591-670.

(15) 29 *International Legal Materials* 7 (1990).

(16) この事件（*infra* note (45), ④）では、米国とカナダの間で、国際司法裁判所への付託合意と共に漁業資源協定が締結された。Nash, M. L., "Contemporary Practice of the United States relating to International Law", 73 *American Journal of International Law* 486 (1979), at pp. 478-486. 但し、後者の協定は、議会の反対に遇い、結局、発効しなかった。Robinson, D. R. *et al*, "Some Perspectives on Adjudicating before the World Court: Gulf of Maine Case", 79 *American Journal of International Law* 578 (1985), at pp. 579-580.

(17) ヒメネス・デ・アレチャガ氏は、一九七〇年から一期国際司法裁判所の裁判官を務めた後、同裁判所においてリビアが当事国となった二件の大陸棚事件において同国から特別選任裁判官として指名された。他の四氏は、ゴットリーブ氏がカナダの外交官であるほかは、いずれも大学教授を本職とする。

(18) 下記注（45）に掲げた裁判所のうち英仏及びメイン湾の裁判所が当事国民を含む同様の構成である。

(19) 図参照。上記注（1）一一四八頁掲載の地図に筆者が地名及び一九七二年協定の境界の端点を補った。

(20) ヴェール裁判官の反対意見、*supra* note (1), p. 1197, para. 2.

(21) U.N. Office for Ocean Affairs and the Law of the Sea, *The Law of the Sea; Maritime Boundary Agreements* (1985-1991), (1992), pp. 32-35.

(22) U.N. Office for Ocean Affairs and the Law of the Sea, *The Law of the Sea; Maritime Boundary Agreements* (1970-1984), (1987), pp. 139-145.

(23) *ibid.*, pp. 100-102.

一　検討の焦点と背景

(1) 海域の拡大と画定の規則の必要

大陸棚制度を嚆矢とする天然資源を指向した沿岸国の権限拡大の要求は、今世紀後半の海の国際法の変動をもたらしてきた。この沿岸国権限の拡大には、第三次海洋法会議とこれが一九八二年に採択した国連海洋法条約による大陸棚の限界の明確化[24]と二〇〇海里の排他的経済水域制度の導入が、一応の終止符を打ったと考えられる。それでも、現

在の国際法には、領海の外に隣接する海洋について何種類かの水域制度が存在する。これらの水域の制度は、沿岸国が権利主張を行うことのできる範囲を空間的に限定するとともに、そこで沿岸国及び他の国が行使しうる権利とその行使に際して負う義務を定めることによって成り立っている。

このような領海外への沿岸国の権利の拡大は、接続水域が先駆をなした。この制度の目的は、天然資源の開発の管理ではなく、密輸、検疫の取締りなど人及び物の出入りによって影響を受ける沿岸国の秩序の維持であった。[25] 接続水域は、領海幅の限界が一二海里に統一された現在も、その限度が二四海里に拡大されて維持されている。また、第一次及び第二次海洋法会議の審議を経て、一九六〇年代中期頃から一〇年ほどの間に、領海拡大によらず漁業管理権限を認める一二海里漁業水域の制度が広まった。これらの制度は、三海里を超え一二海里までの範囲における領海幅に関する要求の不統一を調整する機能に着目して過渡的な制度とみることもできる。[26]

大陸棚及び排他的経済水域の制度は、地理的な広がりと沿岸国の権利の内容の両面においてそれらとは比較にならない規模を有し、特に後者の場合、漁獲の自由並びに海底及びその地下の資源開発の自由なき公海として、あるいは、外国に航行、上空飛行、その他の自由が認められた領海として認識されるのを制度自体が拒否していると考えられるのが大きな特徴である。[27]

排他的経済水域制度は、第三次海洋法会議によって創造された新しい制度で、その内容は国連海洋法条約に明文化されている。海洋法条約の発効を待つことなく、この制度は、一般国際法の反映と認められるようになっている。[28] 条約の規定のなかで慣習法化した範囲を特定することは困難であるが、その根幹を成すと考えられる規則は、その範囲が領海の外でこれに隣接する距岸二〇〇海里まで及びうる区域であること（海洋法条約第五七条）、この範囲の海水の部分並びに海底及びその地下において、沿岸国は、天然資源の保存、管理等に関し主権的権利を有する（第五六条1）一方、他国は、航行、上空飛行、海底電線及びパイプラインの敷設等について公海の自由と同じ自由を有すること

（第五八条1、第八六条）、そして、沿岸国と他国とはその権利行使と義務履行に際して相互に妥当な考慮を払うべきこと（第五六条2及び第五八条3）である。

二〇〇海里漁業水域は、排他的経済水域と重複する形でこれを設定している国もあるが、一応、排他的経済水域制度の生物資源の保存及び管理に関する沿岸国の主権的権利を取り出したものと見ることができる。

他方において、沿岸国が権利主張することのできる海域の範囲が増大するにつれて、各国の海域を近隣国の海域との関係において限定する、すなわち、沿岸国間で境界を画定する必要が次第に一般的なそして困難な課題を生じてきた。[29]それは、海域をそれぞれの限度まで主張したときに、その海域が広いほど、近隣の国による同様の主張との重複が発生しやすくなり、従来領土や領海の画定に使われてきた方法をそのまま適用して海域の境界を設けようとしても、より遠方に及ぶ境界を決定することが不可能又は不合理な場合があるなどのためである。[30]

こうした問題の現実性は、一九五〇年代から一九六〇年代における大陸棚制度の実施の広がりとともに認識されるようになったといってよい。一九五八年の大陸棚条約では、その作成までの間に、大陸棚の範囲とそこでの沿岸国の権利の定義に議論が集中し、また、すべての場合に妥当する境界画定に関する規則を作成できると確信されなかったために、沿岸国間の境界線を決定する規則が不十分なままに成立した。大陸棚の境界について定める同条約第六条は、国際法委員会への水路学専門家グループによる領海の境界画定についての勧告[31]を、関係国間で合意が得られない場合における大陸棚境界のために流用した草案に由来する。[32]他方、領海の境界については、国際法委員会が採用した同文の草案が一九五八年の海洋法会議におけるノルウェー提案[33]に基づく規定に改められて、領海条約第一二条1となった。[34]この規定では、沿岸国は原則として中間線[35]を超える領海拡大の権利を奪われて、中間線の原則としての地位が明確に定められた。

大陸棚条約第六条1及び2は、その第一文に「合意」を定めることによって、大陸棚の境界の画定を関係国の共同

行為として、具体的な境界線の決定において生じることのある問題の解決を関係国に任せていると考えられる。一方、第二文の規定は、何通りかの解釈が可能で、これが第一文に定められた合意との関係について疑問を生じた。まず、第一項にいう中間線及び第二項にいう等距離の原則を適用して決定される線（通常、等距離線と呼ばれる）の地位についてである。一方の極は、中間線及び等距離線を自動的かつ原則的な境界線と解する立場であり、この立場に立つと、関係国間で境界画定に関して最終的な合意に到達していない限り、暫定的な仮想上の等距離線又は中間線による境界の存在が推定される。この場合には、一般的に言えば、等距離線又は中間線からの逸脱が必要とされる理由とそれによって境界線に加えられるべき修正が関係国間の交渉の焦点になると考えられる。もう一方の立場は、関係国は、当初、境界をいかなるものとするかについて完全な自由を有し、合意がないことが明らかになった時に初めて、等距離線、中間線又はその修正が境界となるというものである。そして、この等距離線又は中間線以外の境界を正当化する事由として定められた「特別の事情」が第二のポイントとなる。ここでは、「特別の事情」は、原則たる等距離に対する例外の地位に立ち、その不存在が等距離の適用の前提条件を構成するのか、それとも、等距離と同時に作用して、等距離線又は中間線の個別具体的な決定方法を指示するのかが問われることになる。こうした点への取り組みをはじめとして、大陸棚の境界画定に関する法の規則は、特に国際裁判を通じて発展してきた。[36]

さらに、一九七〇年中期以降、各国が二〇〇海里の漁業水域を設定するようになって、また経済水域という上部水域をも包摂する新たな国際法制度の成立に伴って、海底のみならず上部水域を含む海洋の境界画定の法の規則の必要が増大した。[37]

排他的経済水域の境界画定に関する海洋法条約の規定は、従来の大陸棚に関する規則を踏まえて検討されてきたと考えられる。排他的経済水域の境界画定に関する規則は、同条約第七四条[38]に規定されている。大陸棚の境界画定を定める第八三条と同文であるため[39]に、大陸棚の境界画定を審査した国際司法裁判所によってこれに対する見解が表明さ

れてきた。しかし、この規定に対する裁判所の見解は、「この規定は、問題を合意により解決する必要を表明し、衡平な解決を達成すべき義務を想起させる以外なにも述べていない」[40]、そして、「達成されるべき目標を設定するがその達成のための方法については沈黙する。基準を設定することを差し控え、基準に特定の内容を与えることは、国又は裁判所に任せている」[41]というところにとどまっている。また、草案段階においては、「関係国に指針を与えることができるような特定の基準は全く示されていない。また、達成されるべき衡平な解決が強調されている」と評された[42]。

(2) 海の境界画定での裁判所の役割

海域の画定の問題は、多くの場合に、関係国間の交渉を通じて、海域の境界画定に関する二国間条約や場合により三国間の協定の締結によって決着されてきた。今日では、領海を画定するものも含めて、およそ一五〇件の海洋の境界画定関連条約を数えることができる。それでもなお、境界の設定が今後の課題と考えられている事例は、極めて多数に上っている[43]。境界の画定を目的として開始された交渉が行き詰まった場合などには、画定を棚上げしたり、対象を周辺の事項に拡大して、資源開発の実際的な枠組みを設定する条約が締結された例も知られている[44]。

第三者の介入を得て未解決の境界画定問題を解決する途が選択された例も比較的に数多く、裁判を利用して問題の解決を図る例も少なからず見られる[45]。

利用された裁判所には、国際司法裁判所とその小法廷、そして、二国間でアドホックに設置された仲裁裁判所があり、各裁判所に付託された任務も、国際法の原則及び規則の認定、それを適用する方法の指示、境界線を決定するとともに、更にこれを海図上に作図することを求められるなど多様である。

今日では、境界画定が海洋法における独自の法分野を構成しているという評価が珍しくない[46]し、そこでは、そうして積み重ねられた判例が重要な役割を果たしており、裁判所による貢献が顕著であることがその特徴の一つであると

いうことができる。

海洋の境界画定に関する国際法の原則及び規則の解明の局面において、国際司法裁判所が北海大陸棚事件において、同事件の当事国が判決後に予定した大陸棚画定交渉において、「画定は、衡平原則に従い、すべての関連する事情を考慮して、他の当事国の領土の自然の延長に進入することなく、当事国の領土の自然の延長を構成する大陸棚の部分すべてを可能な限り各当事国に残すやり方で、合意により行われなければならない」[47]と宣言して、「衡平原則（equitable principles）」に光をあてたのが、この傾向の始まりであった。これに続く裁判所が、付託された紛争の解決に際して前例を入念に検討して、時として論理的一貫性の確保に腐心しながら適用法を判断し、同時に事件の具体的事実に即してこの原則による境界を指示してきたことによって、画定のプロセスを規律する規則と手続の内容が次第に明確にされてきた。そして、現在では、画定は「衡平原則に従って」「関連するすべての事情を考慮して」「衡平な結果を達成する」よう行われるべしとの規則が、海の境界画定の根本的な規則と位置づけられるようになっている。そして、この規則の下で、衡平な結果に到達するために踏むべき手順、考慮すべき要因の範囲とそれらに与えられる比重、結果の衡平性の評価などについて、一般的に適用が可能な定式としてまとめることが可能になりつつある。

また、裁判所は、各事件の裁判に際して、海洋法制度を構成する規則の評価を一般的に適用が可能な形式で表明してきた。大陸棚が沿岸国の主権的権利に服する根拠について「自然の延長」の権原の観念を北海大陸棚事件判決が強調したことは、その後の大陸棚制度、ひいては海底開発の法制度全体の動向を決定付けたように思われる。現在では、領土の自然の延長という大陸棚の観念は、海洋法条約第七六条[48]に規定されている。更に、排他的経済水域制度の現行国際法に占める地位に関する認定[49]は、二〇〇海里の大陸棚を支持する根拠として述べられた。

もとより、各裁判所は付託された特定の事件に解決をもたらすことを最大の目的として活動してきた。この役割は、それがはるか遠い将来になるにせよ、遅くとも地球上に必要とされる海の境界線がすべて決定されたとき、海域境界

画定を規律する規則とともに必要性が失われる。そのときに残されるであろう判決の累積は、未成熟な法制度に立法的に導入された法規則の消長や個別具体的な事情の尊重と法的安定性の維持とを両立させる法的な方策を記録にとどめ、そして、固有の柔軟性又は不明確性を有する法規則をめぐる紛争の解決において第三者機関が果たす機能などについて、いささかの教訓を示すものとなっていることが期待できる。このため、各裁判所には、こうした過程において先例として貢献する判決を下すという役割をも求めざるをえない。

(3) 本判決の関心を呼ぶ点

本判決の検討も、かかる脈絡において行うべきものと考えるので、その詳細な検討に立ち入るにあたって、海の境界画定に関する過去の判例との比較において、本件判決の注目すべき特徴と考えられる側面を簡単に指摘しておきたい。ここで挙げるべき点は、第一に、紛争が島の海域にかかわっていて、特に、サンピエール・ミクロンがフランス本土から遠く隔たり、その近傍に位置するカナダ領土とは面積が大きく異なる島であること、第二に紛争当事国がともに大陸棚条約の当事国であること、第三に付託事項が大陸棚のみならず上部水域をも含む境界画定であることである。

(a) 島の海域とその画定

国際法上の島の定義は、領海条約第一〇条に定められている。[50] この定義は、領海の範囲決定の目的のために作成された。[51] この定義が島の要件として実効的支配の可能性を含めなかったことによって、陸地はその面積とは無関係に島の地位を得て、領海条約第一〇条二項により、島の領海は同条約の規定に従って測定される。[52]

大陸棚条約第一条(b)は、島の大陸棚を規定し、島の領海に隣接する海底区域であって同条(a)の大陸棚の定義に合致するものは、大陸棚の地位を得る。これは、島の周囲の海底が「大陸」棚に該当しないとの誤解を避けるために挿入

された規定であって、大陸でない陸地でも大陸棚を有することを明確にする趣旨であった。従って、この規定によりすべての陸地が（すなわち、例えば、小島や岩礁でも）大陸棚を有する能力を認められたと断定し難いが、大陸棚条約に独自の島の定義がないことから、大陸棚制度においても領海条約第一〇条に表された島の定義が適用され、高潮時に海面上にある天然の陸地はすべて大陸棚を有するとの解釈を導いた。[53] 海洋法条約では、さらに島の接続水域、排他的経済水域及び大陸棚について規定している。[54]

他方、境界画定の関連で、島が独自の困難をもたらすことが早くから認識されていた。かかる認識は、大陸棚条約第六条に等距離線及び中間線以外の境界線を正当化する「特別の事情」の観念が導入された一因であり、これによって、大陸棚の境界画定においてすべての島を同等に取り扱って引かれた境界線が不合理なものとなる結果を救済する余地が認められたが、このための方法は特定されなかった。個別具体的な事情において適当な境界線に到達するために島を扱う方法の案出と応用は、沿岸国及び裁判所に委ねられたと考えられる。

北海大陸棚事件において、大陸棚条約第六条1及び2に規定された等距離の規則は、同条約の当事国でない西独に対して条約としての拘束力が及んでいないばかりか、大陸棚制度に本来的に内在する規則を表したものでないし、また慣習法の規則を反映するものでもないので、同事件に関わる北海海底の当事国間での画定には適用がないと判断された。その一方で、国際司法裁判所は、同じ等距離の方法を適用して生み出される線であっても、向かい合う海岸の間の中間線（第六条1）は、同事件で問題にされた隣合う国の間の等距離線（同条2）よりも問題を生じることが少ないとの所見を表明していた。[55] しかし、英仏海峡仲裁事件、リビア・マルタ大陸棚事件は、その主要な争点の一つが島の問題であったために、裁判によって中間線によらない境界が画定された事例である。

英仏大陸棚事件では、両当事国とも大陸棚条約の当事国であって、原則的に中間線を境界とする立場に立ちはしたが、両国本土の英仏海峡海岸の間の中間線のフランス側に位置する英領のチャネル諸島の扱いについて対立した。英

国は、主として大陸棚条約第六条を根拠に、同諸島とフランス本土との間の中間線を境界として主張したのに対して、フランスは、慣習法による衡平原則を根拠に、本土間に中間線を引くとともに諸島には三海里の大陸棚を与える解決を主張した。[56] 裁判所は、同諸島を一二海里で囲い込む解決をとった。その際、裁判所は、まず、適用のある慣習法の内容について、大陸棚条約第六条の「等距離—特別事情を結合した規則」と、衡平の原則に従う画定という同一の目標があると述べた。[57] 更に、この諸島を完全に考慮して境界画定を行った場合にフランスに属する大陸棚を実質的に減少させる事実が、不衡平を生じる事情であり、このことは、大陸棚条約第六条の規則の適用を仮定した場合にも他の境界を正当化する「特別事情」を構成すると認めた。[58]

また、同事件における大西洋区域については、裁判所は、英国の海岸が沖合のシリー諸島を含めて、フランスのウェッサン島海岸よりも一層西に位置していることが中間線以外の境界を正当化する特別事情に該当すると認定して、[59] 英国沖合のシリー諸島に半分効果を与えた中間線を境界とした。[60] この半分効果の方法は、テュニジア・リビア事件において、テュニジアのケルケナ諸島に対しても採用された。[61]

リビア・マルタ事件では、国際司法裁判所は、暫定的に中間線を引き、[62] 両国の海岸線の長さの不均等を考慮して、[63] それを北へ動かして調整を加えて最終的境界とする解決をとった。[64]

(b) 大陸棚条約第六条の適用

特に等距離線を用いる画定の実施との関連で、対向国間の画定は、隣接する海岸の間の海域の画定に比較して問題が生じにくいものとされてきた。英仏大陸棚仲裁及びメイン湾海域事件が大陸棚条約の当事国間の紛争に関するものであったが、次に述べる事情により、大陸棚条約第六条の適用を前提として、二つの海岸の関係と特別事情が認定された事実はただ一点に過ぎず、その解釈が今なお明瞭ではない。

チャネル諸島の取扱いに関する当事国の対立に対して、仲裁裁判所は、まず適用法の認定において、フランスが大

陸棚条約第六条に対して行った留保[65]の意思を尊重して、その留保に対する英国の宣言との効果を根拠に、同条の規定の適用を認めなかった。そして、留保中に特別事情が存在するとして他の二地域とともに特定された「グランヴィル湾」に該当すると判断されたチャネル諸島地域における大陸棚の画定は、慣習法に従って行われた[66]。これに対して、同事件における大西洋区域については、適用法が大陸棚条約第六条と認定された。この関係において、フランスは、両国の海岸の間に海があるのではないことから対向国ではなく[67]、共通の国境を有するわけではないので隣接国でもないと主張した[68]。仲裁裁判所は、英国の主張を認めて、この区域における両国の海岸が向かい合っていると認定し[69]、慣習法が適用されても等距離方法による衡平な解決への到達の決定のために、海岸の関係に関する上記の国際司法裁判所の判断[70]が考慮されると結論した[71]。

メイン湾事件では、カナダが大陸棚条約第六条の適用を主張したが、国際司法裁判所裁判部は、これを認めなかった[72]。裁判部が、大陸棚条約が米カナダ間でなお有効で、大陸棚画定だけが問題であれば同条約が適用されていたと認めたにも[73]関わらず、この結論に到った理由は、「本件では一本の線で同時に上部水域をも画定することが求められており、これに大陸棚条約第六条の規定の適用を認めることは、大陸棚条約の正当な解釈の範囲を逸脱し、また、上部水域を大陸棚の付属物にしてしまう[74]」ことであった。

本件との関連では、カナダは、フランスの留保が「一九五八年四月二九日より後に設定された直線基線から測定された境界又は水深二〇〇メートルを超えて延びる境界に関連する限りにおいて」それを受諾できないこと並びに第六条1及び2にいう特別事情が存在する水域における境界に関する限り立場を留保する旨の宣言を行っている[75]。従って、本件仲裁裁判所は、英仏大陸棚事件を審理した裁判所のようにフランスによる特別事情の留保を援用して、大陸棚条約の適用を排除する理由を欠いている[76]。

(c) 海底及び上部水域を一括した画定

一九八〇年代以降、海洋法の展開を反映して、大陸棚のみならず漁業水域又は排他的経済水域も対象にした境界画定が国際裁判所に付託される事例がいくつか生じてきた。カナダと合衆国の間のメイン湾事件で、国際司法裁判所の小法廷が大陸棚と漁業水域について単一の境界線のコースを決定したのが最初の司法判断であった。このほかに、ギニア・ギニアビサオの仲裁は、これらアフリカ諸国間の拡大された水域の境界画定に関する紛争において、植民地時代の本国当局間の合意を適用する解決の適法性の判断と実際の境界画定が要請され、裁判所は実際の境界線を判示した。

これらの裁判所は、これまで大陸棚について発達してきた規則とその規則を適用する手続を参考にして、新たな要請に応えていると考えられる。しかし、こうした規則及び手続が漁業水域や排他的経済水域の境界に適用できる範囲とその理由が、十分に明確にされたとは言えない状態にある。海底と上部水域の境界を一括して処理する傾向が明らかになりつつある一方で、この問題を規定する唯一の一般的多数国間である海洋法条約は、未だに効力を発生していない。そして、仮にこの条約が効力を生じたとしても、原則的な枠組みと問題処理の手続的局面のみを規定するにとどまっていることから、今後、海底と水域の両者の画定を総合したいわば海洋画定法規則がどのように成立していくのかは、各国に任されている。こうした背景において、裁判所が、大陸棚の場合における経験を踏まえて、判例の集積を通じて行う貢献が改めて注目されるところとなっているということができる。

(24) 国連海洋法条約第七六条1は、大陸棚について次のように規定する。「沿岸国の大陸棚とは、沿岸国の領海を超えてその領土の自然の延長をたどって大陸縁辺部の外縁まで延びている海面下の区域の海底及びその下又は大陸縁辺部の外縁が領海の幅を測定するための基線から二百海里の距離まで延びていない場合には、当該基線から二百海里までの海面下の区域の海底及びその下をいう。」

(25) 海洋法条約第三三条参照。この条約では、領海条約第二四条3にあった境界に関する規定（下記注（34）に掲げた領海に関する規定と同趣旨である。）が削除された。なお下記注（90）参照。

(26) Churchill, R. R. and A. V. Lowe, *The Law of the Sea, 2nd ed.*, (1988), pp. 114-115.

(27) Castañeda, J., "Negotiation on the EEZ in the Third UNCLOS", in Makarezyk, J., (ed.), *Essays in International Law in Honour of Judge Manfred Lachs*, (1984), pp. 619-622. なお、海洋法条約第五五条、第五八条2、第五九条、第八六条参照。

(28) リビア・マルタ事件判決、*infra* note (45), ⑥, para. 33.

(29) 一般国際法上、国に海域の境界を画定する義務を課す規則はないが、一方、近隣国からの境界画定交渉の申し入れを正当な理由なく拒むこともできないと考えられる。

(30) 陸上又は河川での自然の国境の場合、領海における等距離線や海岸の方向に対する垂線を延長する場合などが考えられる

(31) UN Doc. A/CN. 4/61/ADD. 1 Annexe, II *Yearbook of the International Law Commission 1953*, p. 7.

(32) 大陸棚条約第六条は、次の規定である。

1 向かい合っている海岸を有する二以上の国の領域に同一の大陸棚が隣接している場合には、それらの国の間における大陸棚の境界は、それらの国の間の合意によって決定する。合意がないときは、特別の事情により他の境界線が正当と認められない限り、いずれの点をとってもそれらの国の領海の幅を測定するための基線から最も近い点から等しい距離にある中間線とする。

2 隣接している二国の領域に同一の大陸棚が隣接している場合には、それらの国の間における大陸棚の境界は、それらの国の間の合意によって決定する。合意がないときは、特別の事情により他の境界線が正当と認められない限り、その境界は、いずれの点をとってもそれらの国の領海の幅を測定するための基線から最も近い点から等しい距離にあるという原則を適用して決定する。〔3 略〕

(33) A/CONF. 13/C. 1/L. 79, III *Official Records of United Nations Conference on the Law of the Sea*, (1958), p. 238.

(34) 領海条約第一二条1は、次の規定である。「二国の海岸が向かい合っているか又は隣接しているときは、いずれの国も、両国間に別段の合意がない限り、いずれの点をとっても両国の領海の幅を測定するための基線上の最も近い点から等しい距離にある中間線をこえてその領海を拡張することができない。ただし、この規定は、これと異なる方法で両国の領海の境界を定めることが歴史的権原その他特別の事情により必要であるときは、適用しない。」この規定は、海洋法条約でも第一五条に維持されている。

(35) 歴史的権原等の特別事情が存在する場合を例外とする。ノルウェーの提案理由は、領海幅又はその上限を統一する規則が存在しない状態をカヴァーする規則が必要であると述べられた。III *Official Records of United Nations Conference on the*

Law of the Sea, (1958), pp. 187-188.

(36) 裁判所の役割については次項で詳述する。

(37) 後述(3)(c)（五〇頁以下）参照。

(38) 海洋法条約第七四条は次の規定である。大陸棚の境界について定める同条約第八三条では、本条の「排他的経済水域」の文言が「大陸棚」に置き換えられている。

1　向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国における排他的経済水域の境界画定は、衡平な解決を達成するために、国際司法裁判所規程第三十八条に規定する国際法に基づき合意により行う。

2　関係国は、合理的な期間内に合意が得られない場合には、第十五部に定める手続に付する。

3　関係国は、1の合意が得られるまでの間、理解と協力の精神をもって、実際的な性質の暫定的取極を行うため、また、この過渡的な期間において最終的な合意の達成を危うくし又は妨げないためにあらゆる努力を払う。暫定的取極は、最終的な境界画定を妨げるものではない。

4　関係国間に有効な協定がある場合には、排他的経済水域の境界画定に関する問題は、当該協定に従って解決する。

(39) 両条の規定が同文であることの意味に関する学術的考察として、中村洸「排他的経済水域と大陸棚の関係」、山本草二・杉原高嶺編著『海洋法の歴史と展望』（一九八六）三五—六八頁及び Statement by Mr. Hisashi Owada in EEZ Working Session I, I. L. A., *Reports of the 62nd Conference, Seoul 1986*, (1987), pp. 347-349. 参照。

(40) メイン湾事件判決、*infra* note (45), ④, para. 95.

(41) リビア・マルタ事件判決、*infra* note (45), ⑥, para. 28.

(42) チュニジア・リビア大陸棚事件判決、*infra* note (45), ③, para. 50.

(43) 米国務省の統計によれば、四一二が海の境界の潜在数で、このうち、一九二五年以後一九八七年七月までに未発効のものを含めて一三二が設定されているにすぎない。U. S. Department of State, Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affaires, *Limits in the Seas; No. 108: Maritime Boundaries of the World*, 1988, pp. 1, 3.

(44) 日韓大陸棚南部協定（昭和五二年条約第八号）、オーストラリアとインドネシアの間のいわゆるチモールギャップ協定 29 *International Legal Materials* 469 (1990) などをその例として挙げることができる。

(45) 国際裁判所に付託された海の境界画定に関する事件は、常設仲裁裁判所がスウェーデンとノルウェーの間で領海を画定した一九〇九年のグリスバダルナ判決 (11 *United Nations Reports of International Arbitral Awards* 147) のほか、以下の通

りである。

①北海大陸棚事件、西独及びオランダ、西独及びデンマーク、一九六九年二月二〇日、*North Sea Continental Shelf* Cases, *Judgment, I. C. J. Reports 1969*, p. 3.

②英仏海峡大陸棚仲裁事件、一九七七年六月三〇日及び一九七八年三月一四日判決、Court of Arbitration, The United Kingdom and the French Republic, Decisions in the Case concerning *Delimitation of the Continental Shelf*, 18 *International Legal Materials* 397 (1979).

③チュニジア・リビア大陸棚事件、一九八二年二月二四日判決、*Continental Shelf* (*Tunisia/Libyan Arab Jamahiriya*) Case, *Judgment, I. C. J. Reports 1982*, p. 18.

④メイン湾事件、一九八四年一〇月一二日裁判部判決、Case concerning *Delimitation of the Maritime Boundary in the Gulf of Maine Area* (*Canada/United States of America*), *Judgment, I. C. J. Reports 1984*, p. 243.

⑤ギニア・ギニアビサオ仲裁事件、一九八五年二月一四日判決、Tribunal Arbitral pour la Délimitation de la Frontière Maritime (Guinée/Guinée-Bissau), Sentence, 89 *Revue général de droit international public* 484–537 (1985), and its English Translation, 25 *International Legal Materials* 252 (1986).

⑥リビア・マルタ大陸棚事件、一九八五年六月三日、*Continental Shelf* (*Libyan Arab Jamahiriya/Malta*) Case, *Judgment, I. C. J. Reports 1985*, p. 13.

⑦ギニアビサオ・セネガル仲裁事件、一九八九年七月三一日裁定、Tribunal arbitral pour le Délimitation de la Frontier Maritime Guinée-Bissau/Sénégal, Sentence du 31 juillet 1989, 94 *Revue général de droit international public* 204–277 (1989), and its English Translation, 83 *International Law Reports* 8–120 (1990).

⑧グリーンランドとヤンマイヨンの海域画定事件 (Case concerning *Maritime Delimitation in the Area between Greenland and Jan Mayen* (*Denmark v. Norway*), *Judgment*) この事件の判決は、一九九三年六月一四日に下されたと伝えられている (*I. C. J. Communiqué No. 93/14*) が、判決文未入手のため、本稿における考察の対象には含めていない。

このほか、ビーグル海峡仲裁事件の一九七七年五月二日判決 (52 *International Law Reports* 9 (1978)) は、アルゼンチンとチリの間で領海を画定した。また、国際司法裁判所の管轄権が否認されたエーゲ海大陸棚事件 (*Judgment, I. C. J. Reports 1978*, p. 3) がある。さらに、一九八一年にドバイ首長国とシャルジャ首長国間で仲裁による境界画定が行われたといわれているが、判決未公開のため詳細は知られていない。*See* Caflisch, L., "The Delimitation of Marine Spaces between States with

Opposite or Adjacent Coasts", in Dupuy, R.-J. and D. Vignes (eds.), *A Handbook on the New Law of the Sea*, note 37 at p. 442.（補注　筆者は、脱稿後に本件判決文 91 *International Law Reports* 549 (1993) に接した。）

(46) 例えば、ヴェール裁判官の反対意見、*supra* note (1), p. 1129, para. 1 及び sea boundary delimitations につき定める海洋法条約第二九八条1(a)参照。

(47) *supra* note (45), ①, para. 101 (c)(1)

(48) 上記注 (24) 参照。

(49) 上記注 (28) 及び本文四一頁参照。

(50) 領海条約一〇条1は次の規定である。

「島とは、自然に形成された陸地であって、水に囲まれ、高潮時においても水面上にあるものをいう。」

島は、地理学上の用語としては、水に囲まれた陸地であって、大陸より小さなものをいうとされる。大陸と呼ばれる陸地は、ユーラシア、南北アメリカ、アフリカ、オーストラリア及び南極である。この用語法では、面積の広狭が基準とされ、グリーンランドが最大の島ということになる。

(51) ハーグ法典編纂会議及び第一次国連海洋法会議におけるこの規定の審議について、横田喜三郎「海の国際法（上巻）」（一九七七）一四一―一四八頁参照。

(52) Churchill and Lowe, *op. cit.*, *supra* note (26), p. 41. 漁業水域は、限界が領海と同様に基線からの距離で定義されており、その陸寄りの限界は領海の外縁であるが、領海基線が測定の基礎となる。*loc. cit.* なお、下記注 (54) 参照。

(53) Bowett, D. W., *The Regime of Islands in International Law* (1979), pp. 139-140.

(54) 第一二一条2。なお、同条3は、岩が大陸棚及び経済水域を持つための条件として、人間の居住可能性と経済生活の維持可能性を要求している。

(55) 北海大陸棚事件判決、*supra* note (45), ①, paras. 22, 57.

(56) 英仏仲裁一九七七年判決、*supra* note (45), ②, para. 150.

(57) 同判決、*supra* note (45), ②, para. 75.

(58) 同判決、*supra* note (45), ②, para. 196.

(59) 同判決、*supra* note (45), ②, para. 245.

(60) 同判決、*supra* note (45), ②, para. 251.

(61) テュニジア・リビア事件判決、*supra* note (45), ③, para. 129.
(62) リビア・マルタ事件判決、*supra* note (45), ⑥, para. 63.
(63) 同判決、*supra* note (45), ⑥, para. 68.
(64) 同判決、*supra* note (45), ⑥, para. 73.
(65) フランスの留保は、次のものである。United Nations, *Multilateral Treaties deposited with Secretary-General; Status as of December 31 1991*, (1992), (ST/LEG/SER. E/10), p. 789.

フランス政府は、明示的合意がない限り、等距離原則の適用により決定される大陸棚の境界は、次の場合には、フランスに対して用いられることを認めない。

(1)その境界が一九五八年四月二九日以後に設定された基線から測られる場合

(2)その境界が二〇〇メートル等深線を越える場合

(3)その境界が、フランス政府の見解によれば、第六条一及び二項の意味における特別の事情があると思われる水域すなわちビスケー湾、グランヴィル湾並びにドーヴァー海峡及び北海のフランス沖合の海域にある場合

(66) 英仏仲裁一九七七年判決、*supra* note (45), ②, para. 74. これにはブリッグス裁判官が個別意見において反対を表明した。
(67) 同判決、*supra* note (45), ②, para. 89.
(68) 同判決、*supra* note (45), ②, para. 90.
(69) 同判決、*supra* note (45), ②, para. 94.
(70) 上記注 (55) 及び本文四七頁参照。
(71) 英仏仲裁一九七七年判決、*supra* note (45), ②, para. 97.
(72) メイン湾事件判決、*supra* note (45), ④, para. 125.
(73) 同判決、*supra* note (45), ④, paras. 117-118.
(74) 同判決、*supra* note (45), ④, para. 119.
(75) United Nations, *op. cit.*, *supra* note (65), p. 790.
(76) 本判決 (para. 8) は、単にこれらの留保と宣言に言及したにとどまった。

二　判決の概要

(1)　判決文の構成と裁判所のアプローチ

仲裁判決の冒頭の序章的部分は、仲裁協定の全文の再録、裁判所の手続の概略の記述並びに書面及び口頭の手続における両当事国の申立ての収録から成っている。それに続いて、付託された紛争の経緯の概略が描かれる。そして、本論は、一一の部分に分けられ、それぞれ、区域の地理的記述、地理的要因の関連性、適用のある法、フランスの援用した原則又は基準、カナダの援用した原則又は基準、両当事国の要求の拡大、解決、広い大陸棚の問題、漁業の関連性、鉱物資源、そして、結果の検証と題されている。この構成から明らかのは、解決の提示の後に広い大陸棚、漁業、鉱物資源について検討し、それから、結果の検証を行う手順である。これは、メイン湾事件における国際司法裁判所裁判部の行き方に従うものであると考えられ、その背後には、漁業と非生物資源開発という二つの異なる対象を有する制度に対して一本の線で画定を行う場合には、地理を重視して境界を定め、その境界がそれぞれの制度に及ぼす結果を検討し、最終的な境界とするというアプローチがある。

判決は、いずれの部分も表現が極めて簡潔なので、その意味の完全な理解には困難が伴うが、以下において、判決の構成に従って、その推論を追跡する。これに先立って、最終申立[77]における両当事国の主張した境界線を確認しておかなければならない。カナダの主張は、基本的に、サンピエール・ミクロンの周囲をその低潮線から一二海里の半径を有する円弧で囲い込むことである。このことは、サンピエール・ミクロンに領海しか認めないことを意味している。一方、フランスの主張は、「両当事国が権利主張できる全海域に延びる」二本の中間線からなる。一本は、サンピエール・ミクロンの西及び南西側における、同諸島西岸及び南岸の数地点並びにラミア島までのニューファンドランド南岸、スケイタリ島及びセイブル島の合計八地点を基点に用いたものであり、もう一本は、東及び南東側における、

ミクロン島上の三地点とビュリン半島先端部の二地点とを基点に用いた中間線である。

なお、脚注が煩雑になるのを防ぐために、この節における記述に限り、単に判決の項番号を示すときには、これに丸括弧を付して本文中に示すこととする。

「区域の地理的記述」において、裁判所は、対象区域及び周辺の大陸棚が地質学的一体であることを確認し、「ニューファンドランド沖の大陸縁辺部は、概ね海岸から二〇〇海里を超えて延びている」(二三)と認定した。

(2) 関連海岸の範囲と海岸の関係の認定

仲裁裁判所は、「地理的特徴が画定プロセスの核心にある」と述べて、まず、海岸の状態の認定を行った(二四)[78]。最初に、ニューファンドランドとノヴァスコシアにより形成され、その中にサンピエール・ミクロンが位置している凹状の地形を両当事国が認めていることを指摘した(二六)。そして、当事国間に見解の不一致のあった係争区域に面する海岸の範囲に関して、関連海岸の範囲を独自に認定した。この認定は、カナダ海岸に関しては基本的にカナダの主張を認め、それから、一九七二年協定における画定線の算出に考慮した部分を除外した(二九、三〇)。一方、サンピエール・ミクロンに関しては、同様の除外を行って、南北方向の線と南東方向の線で代表させる(三一)。このように関連海岸を認定して、その一般的方向に従って長さを算出し、カナダ海岸が四四五・六海里、フランス海岸が二九・八五海里であると認定した(三二)。

裁判所は、次に、関連する海岸の間の関係の検討に移り、当事国の見解がサンピエール・ミクロンの西方に関して一致していないことを指摘し、歴史的証拠として一七一三年ユトレヒト条約及び一七八三年ヴェルサイユ条約の規定を挙げて、諸島はニューファンドランド南岸と側方を接して並んでいると認定した(三四、三五)。

(3) 適用法

裁判所は、適用のある法については、極めて簡単に触れたにとどまる。最初にメイン湾事件判決を引用してすべて[79]

の目的のための一本の線による画定が国際法上可能であること及び本件においても実質的な障害がないと認め、「画定が衡平原則又は衡平な基準に従い、すべての関連する事情を考慮して、衡平な解決を達成するために行われるべし」との基本的規範にのみ当事者の合意があるに過ぎず、本件紛争の衡平な決定を規律する原則及び基準には合意がないことを確認した（三九）。次いで、フランスによる大陸棚条約第六条の援用の事実に触れて、メイン湾事件判決[80]を根拠に、一本の線による又は全目的の画定には同条の適用がないと判断した（四〇）。さらに、英仏仲裁判決と同じ立場から、等距離の主張の根拠として同条を援用したとしても、同条における等距離は、特別事情の不存在を条件とし、特別事情に関する認定は評価の問題にほかならないことを指摘した（四一）。その一方で、英仏仲裁におけるチャネル諸島は、英国海岸への近接性の点で本件とは異なり、その扱いに関する同事件判決は、本件の先例とはならないと認めた（四二）。

(4) 否定された両国の主張と裁判所による解決の導入

裁判所は、フランス及びカナダの援用した原則又は基準の評価を展開する。裁判所は、基本的に、各当事国が相手方の主張に対する反論として提示した主張を採り上げて、そのほとんどを肯定した。そのうえで、そのような反論としての主張が、自らの立場を支持して援用した原則に矛盾する傾向を指摘した（六九）。そして、最終的に、裁判所は「…委任された任務の最終段階に着手して、当事者の行った提案から離れた独自の解決を形作る」と宣言するに到った（六五）[81]。

(a) 先に採り上げられたのは、フランスによる、国の主権的平等及び島の同等の待遇の原則の主張である。これらの原則は、カナダが主張したようにサンピエール・ミクロンを一二海里で囲い込むことが不当である根拠として挙げられたと考えられ、島が領海以遠の海域に有するエンタイトルメントの根拠として整理できると考えられる。それらの原則を採り上げて、裁判所は、次の四点のカナダの主張を否定した。

第一に、カナダは、海岸線の長さが短ければ、その延長は、より長い海岸線に対する関係では相応に縮減されると主張して、海岸線の投影（projection）はその距離と相関関係にあるとする「相対的到達範囲（relative reach）」の観念を持ち出した。裁判所は、最終的解決の衡平性を評価する基準として海岸線の距離の相違を考慮する余地を残しつつ、「海洋への投影の程度は、あらゆる場合に地理的な事情にかかっている」として、この観念を認めなかった（四五）。

次に検討されたのは、サンピエール・ミクロンに独自の大陸棚がないのは、この諸島がカナダ大陸棚上にあるからであるという海底の物理的構造に基づく主張である。裁判所は、この主張を否定する根拠をメイン湾事件における「北米東岸の大陸棚の区別のない部分」であるとの事実認定[82]と、リビア・マルタ事件における大陸棚概念の変遷に関する国際司法裁判所の所見に求め、「海底の物理的構造は、海底と上部水域の両者を一度にすべての目的のために画定する…場合には、重要でなくなった」ことに留意を促した（四七）。

第三に、島の政治的地位がその大陸棚に対する権利を制限するとの主張に否定的な判断が加えられた。裁判所は、国連海洋法条約第一二一条2及び一九五八年の領海条約と大陸棚条約にかかる規定がないことを指摘して、この主張には根拠がないと断じた（四八）。リビア・マルタ及び英仏仲裁判決において、島の政治的な地位による取扱の軽重が示唆されたとの主張に対して、裁判所は、前者を「待遇の平等」を示していると解釈し、後者における島の区別は「手続に係るすべての島がフランス又はカナダの島とみなければならず、そのいずれも独立国又は半独立国でない」本件には関連しないとの判断を示した（五一）[83]。

最後に、一七八三年ヴェルサイユ条約署名時に交換された宣言[84]が現在も有効で、それによって、フランスの領海を超える海域に対する制限となっているとの主張に対して、裁判所は、条約を有効と考えたとしても、現代海洋法による海域に対するフランスの権利を制限すると考えることは不合理であり、英国及び後のカナダによる従前の解釈もこれを正当化しないと判断した（五五）。

(b) 次に裁判所は、カナダの援用した原則又は基準を採り上げた。ここで検討されたのは、侵入禁止の原則（principle of non-encroachment）と「不均衡な結果を回避するための海岸線の長さの考慮の必要」という衡平な基準である（五六）。これらは、フランスの主張に対抗して、すなわち、「なぜ中間線が境界とされるべきでないか」の根拠として援用されたはずである。もっとも、裁判所はこの部分では、フランスが等距離の主張を支持して展開したであろう議論に触れていない。

前者すなわち侵入禁止の原則について、裁判所は、自らの評価を明示しないで、カナダの主張を再録した（五七―五九）。その要点は、次のように要約することができる。大陸棚における領土の自然延長の概念は上部水域も含む画定において海岸の沖合への延長（seaward extention）又は投影に置き換えられ、本件の地形における等距離の使用はニューファンドランド南岸とその投影である海域を切断する効果を生じる。その海岸は、それが直接対面している方向で海に向かって直線的な投影を有しているからである。この見方は、北海大陸棚事件における自然延長の方向性の概念に由来し、また、メイン湾事件判決が距離基準に基づく放射状の投影の考え方を否定したことによって正当化される。[85]

裁判所は、次に、衡平な基準に関するカナダの主張が、均衡性の要因に画定方法の選択及び結果の検証という二つの役割を与えていると指摘して（六一）、リビア・マルタ事件判決を引用して、結果の検証が均衡性の正しい用法であると結論した（六三）。これによって、隣接する関係にあって、関連海岸の長さに等距離が不均衡を導かざるをえないほどの顕著な不均等を伴うという事情の援用は、少なくとも、等距離を最初から否定する根拠として（六二）不十分であると判断されたということができる。

(c) 裁判所は、フランスの申述書の記述を根拠に、画定の対象の区域をサンピエール・ミクロンの西方向と南及び南東方向の範囲とに二分して（六六）から、それぞれを審査して独自の解決を追求した。

第一の諸島の西方の区域において、裁判所は、この区域ではサンピエール・ミクロンの西方向への投影とニューフ

ァンドランド南岸の南への投影とを画定するという立場に立ち、前者を領海を超えて認めることは後者への侵入及びその切断を生じるが、こうした現象が画定に伴うことを当事国の申立てを使って説明した（六七）。そして、裁判所は、諸島には領海の外に一二海里の海域を認めて、「この水域は、……海洋法条約第三三条に定める接続水域の範囲を有するであろう」（六九）と述べた。そうした「囲い込みの限定的な延長」には、「フランスの合理的期待にある程度かなう」と述べられたに過ぎず、それ以上の説明はない（六八）。

第二の南及び南東の方向に位置する区域について、裁判所は、諸島が南に向かって開かれていて、海への投影が隣接するニューファンドランド南岸と同じ範囲に及ぶと判断した（七〇）。そして、サンピエール・ミクロンからその東西幅で南方二〇〇海里まで及ぶ海域を認め、東側を一九七二年協定の第一点まで一二海里の線で画定した（七一）。裁判所は、この南に二〇〇海里の海域を認める解決がケイプブレトン島又はノヴァスコシアの東への投影を妨げていない理由として、これらのカナダ海岸とサンピエール・ミクロンとの間の仮想的な中間線による画定を用いている（七二―七三）。最後に、裁判所は、地理的事情に照らして、二つの区域において異なった範囲で諸島の投影を認めたことに矛盾はないと付言している（七四）。しかし、東側の一二海里の海域に関してはまったく理由を示していない。

(d)　裁判所は、以上の解決を示した後に、特に一章を設けて二〇〇海里を超える大陸棚の問題を扱い、結論として、この点に関する判断を手続上の理由から回避した。これに関する裁判所の推論は以下に要約するが、それは、同時に、画定によりサンピエール・ミクロンに認められた海域の南端を閉ざした理由ともされている（八二）。

裁判所は次のように述べた。仲裁協定によって裁判所に与えられた任務は当事国に属する海域の両者間の画定であるが、二〇〇海里を超える大陸棚に関する決定は「当事者の一方と人類の共同遺産であると宣言された国際海底区域の管理及び保護の任務を与えられた国際機関に代表される国際社会の画定を含む宣言を構成する」ので、当事者でないものの権利に影響を及ぼす画定を行う権限がない裁判所としては、これに立ち入ることができない（七七―七九）。

この局面に関する両当事国の主張には対立があった。フランスは、海洋法条約第七六条4(a)iiを援用して、二〇〇海里を超える大陸棚の存在を主張し、画定線を少なくともカナダの二〇〇海里線まで延ばすことを求めた（七五）のに対して、カナダは、フランスが権利を主張している区域は同条による大陸縁辺部を超えているので、フランスの主張は合理的根拠を欠くと主張した（七六）。裁判所は、判断の回避がこれらの主張の予断、肯定又は否定ではないことを明言し、自然科学的データの評価に関する不一致も口頭手続中に解消されなかったことから、一層、裁判所が実体の判断に立ち入らない決定が促されたと述べた（八一―八二）。

(5) 漁業と鉱物資源の考慮と結果の検証

裁判所は、書面及び弁論から見て、係争区域における漁業へのアクセス及び管理が画定紛争の中心であるが、当事者が画定基準を主に地理的事実に求めることに合意した（八三）こともあって、地理的要因に従って画定を行ったが、それによる解決が、メイン湾事件と同様に「関連当事者の住民の生計及び経済的福祉に壊滅的打撃を与えうる」かどうかを確認する義務があると認める（八四）[86]。そして、一九七二年協定により規律されている漁業権に画定が影響を及ぼさないことを指摘し（八五）、ラブルターニュ号事件判決を引用して、同協定による協力と相互主義に基づく漁業関係の維持を当事者に促して、画定が漁業の面において「過度に不衡平」でないことを確認する（八六―八七）。

次に、鉱物資源に関しては、両国から掘削の許可は発給されているが、実施されていない現状において、潜在的資源が画定に影響を及ぼさず（八九）、以前に両国間で行われた大陸棚に関する交渉においてアドレフベースで作成された文書は、大陸棚にのみ関わり、すべての目的のための画定に関連性をもたないこと、更に、この文書が両国政府の承認を受けていないので両国間の協定の地位に立たないことを付言した（九〇―九一）。

最後に裁判所は、裁判所を補佐する専門家の計算により関連区域の面積を約六万三千平方海里と認め、画定の結果、カナダに五万九四三四平方海里、フランスに三六一七平方海里の海域が属することになり、その比は一六・四対一で、

最初に算出した海岸線の長さの比（一五・三対一）に照らして、不均衡がないことを検証して、衡平の一局面としての均衡性の基準の要求が満たされたと認定した（九三）。

(77) 判決、*supra* note (1), paras. 5-7. 参照。

(78) ここで裁判所は、メイン湾事件判決（para. 59）を引用して「適用されるべき衡平な基準は、もっぱら区域の地理的特徴と正当に呼ぶことのできるものとの関連で決定されなければならない」と述べた。

(79) ここで引用されたメイン湾事件判決は、すべての目的のための画定を行うことに「反する国際法の規則はなく、本件においてこの種の境界を引くことに実質的困難はない」という部分（para. 27）である。

(80) ここで仲裁裁判所が引用したのは、上記注（74）の部分である。

(81) 引用はメイン湾事件判決 para. 190.

(82) メイン湾事件判決（para. 45）を引用。

(83) 但し、これに続く項において裁判所は、経済的及び政治的重要性は別論として、法的な観点からニューファンドランドとサンピエール・ミクロンの政治的地位が同等である旨述べた。

(84) 判決（para. 53）によれば、宣言は次の内容である。「〔英国王は、〕サンピエール及びミクロン諸島をフランス国王に割譲するに際し、フランス漁民への不動の避難所の用に供するために割譲されたものと考え、また、これらの領地が両国間の嫉妬の的にならないことを確信する。」*supra* note (1), p. 1166.

(85) ここでは、判決はカナダの主張を引用する形をとって、メイン湾事件判決の出典を特定していない。このカナダの主張は、裁判所の判断に大きな影響を及ぼしたと考えられる。後述三(3)（六六頁以下参照）。

(86) メイン湾事件判決 para. 237. を引用。

三　判決の批判的考察

事件の背景の類似性や付託された任務からある程度予想できたように、この判決がメイン湾事件における国際司法裁判所の裁判部判決から大きな影響を受けていることは、本文での同判決への頻繁な依拠からも明らかなように思わ

れる。それにもかかわらず、画定の結果もたらされた境界線は大きく異なり、それが本判決の評価に手がかりを与えている。

(1) 適用法と海岸の関係

仲裁裁判所は、国際法に従って裁判することを求められた。[87] そして、裁判所による本件に適用のある国際法に関する判断は、いわゆる基本的規則に当事者間の合意があること、そして、適用法に大陸棚条約第六条が含まれないことを宣言し、更に、国際判例には本件の地理的事情に適した先例がないと認定する消極的なものであった。先例との関連では、英仏仲裁におけるチャネル諸島の取扱に関する部分を先例としなかったのは、英仏仲裁判決におけるサンピエール・ミクロンの地理の評価と一致している。[88]

判決は、大陸棚条約の適用を否定するにあたって、メイン湾事件においてカナダによる同条約第六条適用の主張が認められなかったことに触れ、同事件判決を引用しただけでそれ以上の理由を述べていない。メイン湾事件判決が大陸棚条約の適用を明確な法的理由を示さずに否定したのは、批判を呼んだ点である。[89] メイン湾の判決に対して提起された、なぜ海底についてまで大陸棚条約の適用を完全に排除したのかという問題は、またしても未解決のまま残されてしまった。従って、上部水域も対象に含む画定において、大陸棚条約第六条を援用した等距離線又は中間線の主張を許さないような海域画定の規則が生成しつつあるとするには、法的理由が足りない状態に変わりはない。

適用法に関して以上のような認定を行ったにも関わらず、裁判所は、なぜ、両国の海岸の関係を隣接していると認定したのであろうか。裁判所は、一八世紀の英仏間の領土移転を定めた条約の規定を歴史的な証拠として引用したが、当時の英仏間でサンピエール・ミクロンを「ニューファンドランド島に隣接する島」に含めることが確立した慣行であったとしても、それが現在の海域の画定に何か意味を持つとは考えにくい。裁判所が、明確な根拠を示さず、いわば強引な認定を行った理由のひとつは、裁判所の適用した原則と基準が、大陸棚条約第六条と同様に、画定の行われ

る海域とそれに面する両国の海岸線との関係を区別するものであることが考えられる。

これに先立つ関連海岸の範囲と地形の認定において、裁判所は、仮想的に、両国を隔てている海のうち一九七二年協定による境界画定で考慮された陸地の間にある海を埋め立てて、サンピエール・ミクロンをカナダ海岸の湾入の一端を成す岬の先端に嵌め込んだ状態をつくり出していた。これによって、本件画定が、北海大陸棚事件で問題を生じた海岸線の形状と類似の地形におけるものと想定されることになった。

メイン湾事件では、条約の適用が否定されながらも、等距離線及び中間線は、画定のプロセスにおいて相当な役割を認められた。また、これに続くリビア・マルタ事件においても、中間線は、その義務的性質を否定され、後の修正に従うという条件に服したが、画定の出発点として利用された。このような判例の傾向に対して、本件では、等距離線の適用を暫定的にさえ行わなかった根拠は、上記の適用法と海岸の関係に関する認定により正当化された北海大陸棚事件判決の論理への依拠であったと考えることができる。

(2) 島の海域に対する資格

次に行われた両当事国の主張した原則及び基準の審査において、裁判所は、フランスによる島と本土とが対等のエンタイトルメントを有するとの主張をいれて、海岸の長さに比例してそれが生じる海への投影の到達範囲が変化するとのカナダの主張を退け、「特定の海岸がいかに短くても、その範囲を限定することのできる競合する海岸がなければ二〇〇海里まで海への投影を持つことができる」[90]と述べた。一般論としては、すべての海岸が等しく海域を生じる資格を有していることを認め、また、島の政治的地位がその海洋に対する権利の範囲を左右することも認めなかった。これらの点には、従来の判例と比較して新しい要素は含まれていないように思われる。前項で述べた裁判所のアプローチから見ても、島の海域画定に関して重要な見解の表明があるとは考えにくい。

裁判所はサンピエール・ミクロン西方に二四海里の海域を認めた関連で接続水域に言及したが、この部分は、最も

近いカナダの海岸から二四海里を超えているので、両国が接続水域を設定しても重複は生じることがなく、[91] 両国の大陸棚、漁業水域又は排他的経済水域だけが重複する区域である。裁判所は、この二四海里幅の囲い込みを基点を中心とする円弧によって行って、この部分に関しては放射状の海域を認めた。これらを合わせて考えれば、裁判所による実際の画定は、大陸棚及び漁業水域と排他的経済水域との画定の基準として接続水域の幅を用いたとも、諸島が接続水域を超えて大陸棚及び漁業水域をもつ資格を否定したとも解釈することができる。もっとも、この取扱の根拠を「フランスの合理的期待」に対応するためとの説明からは、例えば、チャネル諸島の位置を特別の事情と認めることによって問題をあくまでも境界画定の文脈で考慮した英仏仲裁裁判所の例に従おうとする姿勢を窺うこともできるかも知れない。

(3) 海岸の投影の観念

「海への投影」の観念は、中間線による画定に対するカナダの反論において重要な役割を果たしている。このカナダの主張の出典は、メイン湾事件において国際司法裁判所が掲げた「大陸棚の境界の決定に関する事件において、その当事者や裁判所が行った立論に述べられた」基準の例示[92]であると考えられる。国際司法裁判所がそこに掲げた具体的な基準は、「陸が海を支配する」、「特別事情により修正が求められない場合に重複する区域の等分を擁護する基準」、「ある国の海岸の海への拡張は、可能な場合にはいつでも、他国の沿岸の直近の海域に侵入しないものとする」、そして、「一方の関係国の海岸の全部又は一部の海への投影の切断を可能な限り回避する」基準である。

これらは、北海大陸棚事件判決において示され、その後も頻繁に引用されてきた画定のあるべき態様に関する表現を、大陸棚における自然延長の観念を海岸の投影に置き換え、改めたものである。こうした言い換えは、距離を基準にしてその範囲が定められる水域における海岸の投影が、大陸棚における自然の延長に匹敵すると認識されていることを意味すると考えられる。

実際、この海岸の海への拡張又は投影について、カナダは前面への直線的な方向性の観念の根拠を北海大陸棚事件判決の自然延長概念に求めたことが、判決中に明示されている。[93] しかし、それが、例えば、テュニジア・リビア事件において、リビアが裁判所を説得できなかった「北への衝き上げ」論[94]とどう異なるのか説明されていない。そして、本件の対象である凹状の海岸の大部分を占めるニューファンドランドの海岸が開けている方向を、その根拠又は基準を示すことなしに、南と認定した。

この考え方には、大陸棚画定に自然延長の解釈をめぐって混乱が生じたのと同様に、境界画定を海域に対する権原に由来する固有の境界の発見と同視する主張が再び現れるのを助長する恐れを抱かされる。すなわち、北海大陸棚事件において国際司法裁判所が、おそらく西独の大陸棚は英国と欧大陸との中間線まで及ばないとはいえないことを示すために、大陸棚の権原として領土の自然の延長という概念を強調したことから、大陸棚の境界に関する紛争では、海底の地形や地質の不連続な地点を大陸棚の限界又は境界にすべしというような主張が、裁判では一度も認められたことがないにも関わらず、繰り返し行われてきた。そして、この傾向がようやく弱まりだしたのは、テュニジア・リビア事件判決が当事国の展開した地球科学論争をかなり詳細に再録しながら画定におけるその有用性を否定し、更に、リビア・マルタ事件判決が二〇〇海里の距離基準による大陸棚の概念を認めてからであった。

サンピエール・ミクロンがカナダ大陸棚上に乗っているとのカナダの主張は、これもしばしば行われてきた自然延長の濫用の別の類型であるが、裁判所は、これを退けたにもかかわらず、サンピエール・ミクロンの海域はカナダの投影に支配されるとの観念を否定していないと考えられる。

カナダは、また、放射状の投影を否定する根拠として、自らこれを主張したメイン湾事件判決を援用して、仲裁裁判所はこの主張を認めたように思われる。ごく簡単に説明するとすれば、放射状の投影とは、各種の海域は海岸線から海に向けて放射状に広がることができるとする観念で、これによれば、領海、接続水域、そして、排他的経済水域

は同心の複数の円弧として認識される。サンピエール・ミクロンの投影を直進的もしくは平行的なものとし、放射状の投影を認めなかった点は、ヴェール裁判官が批判した点の一つである。同裁判官によれば、メイン湾事件の国際司法裁判所裁判部は、この区別に言及しておらず、カナダの主張を否定したのは前面への投影を支持したためではない、むしろ、米国が主張し裁判所が否定した海岸の区別は実は前面への投影と結びついていた[95]、という。そして、領海における着弾距離規則に現れているように、距離で定められた投影は全方位に向かうものであり、今日では、この規則は二〇〇海里水域にも適用があるという[96]。

これまでの判例には、ヴェール裁判官が指摘した[97]ように、放射状の投影の観念を明示的に否定した例はないように思われる。リビア・マルタ事件では、判決がマルタによる放射状の権利主張を裏書きしたとして、ルーダ、ベジャウィそして本件で裁判所長を務めたヒメネス・デ・アレチャガの三裁判官が共同して分離意見を表明した[98]。彼らは、閉鎖海又は半閉鎖海で放射状の投影に基づく海域を要求するのは各地の二国間協定における国家実行の傾向に反しており、判決がマルタのこのような主張について沈黙したことは、それを有効と認めたものと解してはならないという[99]。もっとも、この共同分離意見において表明された立場は、二国間協定における放射状の投影に対する制約が第三国との関係によって生じるとしているので、本件に直接の関連を有するものではないが、こうした意見が表明されたことから、逆に、リビア・マルタ判決が放射状の投影を否定する必要を認めていないことが一層明かになろう。

(4) 海域の範囲の限界

裁判所によるサンピエール・ミクロンの西方の海域の画定は、ニューファンドランドの南への投影を切断する危険を冒して、フランスの合理的期待に応えるものと説明された。このことが、サンピエール・ミクロンに西向きの投影を認めながらケイプブレトン島に東向きの投影を拒絶することに相当しないのは、裁判所の見解では、前者が後者に出会うのは両者の中間であり、その前にニューファンドランドの南への投影がそれを遮っていることを認めるに過ぎ

ない。この考え方に立つとしても、サンピエール・ミクロンの西への投影が基線から二四海里に限られた理由が明白でない。裁判所は接続水域に言及しているが、このことについては、この制度が大陸棚及び経済水域又は漁業水域と重複して存在し、本件における衡平の要請に応えるために適当な幅をもつと裁判所が判断したということしかできない。そして、裁判所がこの部分では放射状の投影を認めたことからは、接続水域制度の目的が沿岸国領域に出入りする主として船舶の規制にあり、船舶の航海には海図とデバイダーが用いられてきたことが想起される。

裁判所は、画定線の南の限界を閉じるにあたって、大陸縁辺部までの大陸棚について判断を回避した。その理由として、国際社会との画定は裁判所の権限外であると述べた。この点は、海域の限界の決定は国の一方的行為であり、その他国への対抗力は国際法に従っていることを条件とするという従来の理解からは、いささか奇異に感じられる。判決が指摘するように[100]、国連海洋法条約も、第七六条8[101]に予定する委員会の権限を限界の設定に関する勧告にとどめ、決定の主体を沿岸国としていることから、さしあたり、そうした従来の考え方を変更するものではないと考えられる。この点は、条約の発効とその後の当事国の実行を待って結論を下すべき問題であり、判決の真意もそこにあると考えられなくはない。反対意見を表明した裁判官がともに判決のこの部分に触れ、ゴットリーブ裁判官はそれをフランスが将来にわたってカナダ水域下又はその外側に広い大陸棚を主張する途を閉ざしたと解するのに対して[102]、ヴェール裁判官は大陸縁辺部までの大陸棚の一般法上の地位の不確実性と当該区域に関するデータとその評価能力の欠如によりこの問題の判断が先送りされたと考えていることは[103]、指摘するに値するであろう。

(87) 仲裁協定第二条。前掲三五頁。

(88) この関連で、英仏仲裁一九七七年判決、*supra* note (45), ②, para. 200 は、この諸島に触れて、不衡平救済の余地として周辺海域の広さを指摘していた。

(89) 例えば、同判決に対するグロ裁判官の反対意見。*supra* note (45), ④, p. 369. また、Schneider. J., "The Gulf of Maine Case: Nature of Equitable Result", 79 *American Journal of International Law* 539 (1985), at p. 567.

(90) 判決 para. 45, *supra* note (1), p. 1164.

(91) 接続水域の境界画定については、国連海洋法条約では規定がない。その理由として、接続水域における沿岸国の権限が本質的に水域の画定を必要とするものではないこと、その境界が排他的経済水域の共通することなどが考えられる。一方、同条約第三〇三条2との関連では、境界の必要が生じると考えられる。

(92) メイン湾事件判決、*supra* note (45), ④, para. 157.

(93) 判決、para. 59, *supra* note (1), p. 1167.

(94) チュニジア・リビア事件判決、*supra* note (45), ③, paras. 57, 61.

(95) ヴェール裁判官の反対意見、*supra* note (1), p. 1200, para. 10.

(96) 同反対意見、*supra* note (1), p. 1200, para. 11.

(97) 同反対意見、*supra* note (1), p. 1201, para. 13.

(98) リビア・マルタ事件、*supra* note (45), ③, p. 76 *et seq.*

(99) リビア・マルタ事件共同分離意見、*supra* note (97), paras. 4-15.

(100) 判決、para. 79, *supra* note (1), p. 1172.

(101) 国連海洋法条約第七六条8は、就中、「沿岸国が〔大陸棚の限界に関する委員会が行う〕勧告に基づいて設定した大陸棚の限界は、最終的なものとし、かつ、拘束力を有する。」と定める。

(102) ゴットーブ裁判官の反対意見、*supra* note (1), pp. 1195-6, paras. 62-64.

(103) ヴェール裁判官の反対意見、*supra* note (1), p. 1215, para. 42.

結

本件判決は、メイン湾事件と同様に海域を一括して画定する裁判として、メイン湾事件において国際司法裁判所裁判部がとった接近方法及び適用法の認定を踏襲しようとする裁判所の姿勢を顕著に示している。このことにはカナダという一方の当事国を同事件と共有したことの影響が少なくないと考えられる一方、仲裁裁判所が海の境界画定に関

するリーディング・ケースとしてメイン湾事件判決を可能な限り尊重して、海域画定の法の発展における先例を考慮して、その役割を果たそうとしたことを否定する証拠はない。

解決の追求において、裁判所は、当事国の意思を尊重し、法的論点の解明や推論の一貫性の確保を重視しなかったように見える。そのため、本件において適用された法規や重要な役割を果たしたであろう事実の認定を完全に理解することが妨げられている。それにもかかわらず、手続的な見地からは、本件判決が著しく不当であるとは言いがたいと考えられる。

結果としてもたらされた境界線には、従来から閉鎖海又は半閉鎖海において見られた回廊型の解決法を大洋に向かって開けている海岸に適用した点に特色が認められる。この解決は、地理と法についての裁判所による独自の評価、特に、ニューファンドランド南岸の直近にサンピエール・ミクロンが位置すること、これらの海岸が南に向かって開けていること、海岸はその開けた方向に直線的に投影されること、海岸は等しく投影を生じること、投影は互いの侵入と切断を可能な限り避けること等の事実や基準に基づくと解される。そして、そうした法的な規則の認定と適用には、メイン湾事件を通じた北海大陸棚事件判決の論理の準用を強く示唆している。決定された境界線は、少なくとも地理的には、一見明白に不衡平というようなものではない。しかし、判決に掲げられた事実及び法の規則からこの解決が必然的に生じるとは考えにくく、回廊型の解決の合理化については、多くの局面が今後の課題として残された。